

〈別表2〉収入証明となる各種添付書類一覧表

| 収入の種類                              | 提出書類   | 備考   |
|------------------------------------|--|--|
| ① 給与収入<br>(パート・アルバイト含む)            | 『直近3ヶ月分の給与明細(写し)』と<br>『直近に支給された賞与明細1回分(写し)』<br>※交通費も収入に加える<br>※源泉徴収票は不可(直近の収入ではないため)<br>直近3ヶ月分の給与から収入を予測し、130万円(60歳以上は180万円)を超える場合には扶養申請できません  | ◆給与明細が3ヶ月分揃わない場合<br>提出可能な「給与明細(写し)」に加え、「雇用契約書(写し)」または「雇用証明書」または「給与支払見込証明書」<br>◆給与明細が出ていない所で働いている場合<br>「雇用契約書(写し)」または「給与支払見込証明書」<br>◆休職等で直近の給料が低い場合<br>給与が減額される前の「直近3ヶ月分の給与明細(写し)」と「賞与明細1回分(写し)」<br>◆月の給与額にばらつきがある(例:4月/12万円、5月/3万円、6月/11万円など)<br>「直近3ヶ月分の給与明細、賞与明細1回分の写し」に加え、「雇用契約書(写し)」または「雇用証明書」または「給与支払見込証明書」 |
| ② 年金・恩給<br>(遺族・障害年金含む)             | 以下のいずれかのうち一番新しいもの1点<br>①『年金振込通知書(写し)』 ②『年金改定通知書(写し)』<br>③『年金受給額試算表(写し)』<br>※氏名と金額が分かるもの<br>※源泉徴収票は不可(直近の収入ではないため)  | ◆①～③がない場合<br>年金が振り込まれている通帳の写し(表紙と直近3回分の振込額が記載されているページ)<br>※その他の収支、残高は消していただいて結構です  |
| ③ 自営業収入<br>(農業含む)                  | 『前年度の確定申告書第一表(写し)』と『収支内訳書(損益計算書)(写し)』<br>※場合によっては「減価償却費の計算(写し)」も提出→減価償却費は経費に含まないが、資産購入など現金支出があったときに経費とすることがあるため<br>事業を始めたばかりの方は、ある程度先の収入見込みがあり、ご自分が主たる生計維持者になり得ると考えられるため、現在は扶養申請できません  | ◆事業を始めたばかりの方と同居している方を扶養申請する場合(例:子の扶養申請で、扶養にしない配偶者の方が自営業を始めたばかり)<br>税理士など第三者からの「収入に関する証明書」もしくは「事業計画書」   |
| ④ 専従者給与収入                          | 『前年度の確定申告書第一表と第二表(写し)』   | ◆専従者に関する事項以外の項目は消してください  |
| ⑤ 不動産収入                            | 『前年度の確定申告書第一表(写し)』と『収支内訳書(損益計算書)写し』  |  |
| ⑥ 雑収入<br>(原稿料・印税・講演料等)<br>利子・配当金など | 以下のいずれか1点<br>①『前年度の確定申告書第一表(写し)』 ②利子や配当の『通知書(写し)』<br>③利子や配当が振込まれている通帳の写し ※その他の収支、残高は消してください  |  |
| ⑦ 雇用保険<br>(失業保険)                   | 『雇用保険受給資格者証の両面(写し)』もしくは<br>『離職票(写し)』もしくは<br>『退職前6ヶ月分の給与明細(写し)』<br>受給が始まり、基本手当日額が3,562円(60歳以上もしくは障害年金を受給している方は4,932円)以上の場合、受給開始とともに扶養を削除する必要があります   | ◆失業保険を受給している間は扶養申請できませんが、基本手当日額が3,561円(60歳以上もしくは障害年金を受給している方は4,931円)以下の場合には申請可<br>◆受給開始までの待期間、給付制限期間の扶養申請は添付不要   |
| ⑧ 出産手当金<br>傷病手当金                   | 『保険給付支給決定通知書(写し)』  | ◆受給が終了するまでは、扶養認定はできません。ただし、(支給日額×365日)<130万円(もしくは180万円)の場合のみ申請できます   |
| ⑨ 学生<br>(大学生、専門学校生、<br>予備校生など)     | 『学生証(写し)』もしくは『在学証明書』<br>※入学日もしくは有効日が記載されているもの<br>※『在学証明書』は3ヶ月以内に発行のもの、また『写し』は不可  | ◆高校生以下の子は添付不要  |
| ⑩ 前年度は無収入                          | 『非課税証明書』 ※認定対象者が配偶者の場合は提出不要(特退の配偶者は必要)   |  |
| ⑪ 前年度は収入有り<br>現在は無収入               | 『無収入申立書』(ソニー健保の所定用紙)<br>※認定対象者が配偶者の場合は提出不要(特退の配偶者は必要)  | ◆『無収入申立書』はソニー健保のホームページ「家族をソニー健保に入れたいとき」からダウンロードできます  |
| ⑫ その他                              | 『非課税証明書』では現在無収入であることが証明できない場合は『無収入申立書』   | ◆『無収入申立書』はソニー健保のホームページ「家族をソニー健保に入れたいとき」からダウンロードできます  |
| ⑬ 雇用保険(失業保険)<br>受給終了               | 『雇用保険受給資格者証(両面の写し)』※ハローワークにて「受給終了」等の証明があるもの<br>『雇用保険受給延長証明書(写し)』   | ◆失業保険受給終了の場合<br>◆失業保険の受給を途中で終了の場合  |
| ⑭ 任意継続保険の<br>資格がなくなったとき            | 『任意継続資格喪失証明書(原本)』<br>※ソニー健保の任意継続保険が終了した場合は添付不要   |  |
| ⑮ 自営業を休業・<br>廃業したとき                | 『休業届(写し)』『廃業届(写し)』   |  |
| ⑯ 送金証明                             | ◎認められるもの(直近3回分の送金実績証明)<br>①銀行または郵便局からの振込み(インターネットでの振り込み含む)<br>…振込みの控え(コピー可)若しくは通帳の振込みが確認できる部分のコピー<br>②現金書留…封筒と領収書(コピー可)<br>③給与の分割振込み利用<br>④通帳による入金<br>⑤同一口座の夫婦カード利用 } ※家族が利用している口座の通帳のコピー(通帳は表紙と、審査対象月の出金した内容がわかる全てのページをコピーしてください) | ☒認められないもの<br>◆手渡し<br>◆受取人が作成した領収書  |